

自己託送に係る指針

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="521 360 739 384">自己託送に係る指針</p> <p data-bbox="497 440 763 547"><u>平成26年4月1日制定</u> <u>令和6年2月12日改正</u> <u>資源エネルギー庁</u></p> <p data-bbox="159 603 360 627">1. 基本的な考え方</p> <p data-bbox="152 643 1104 871">自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物及び一般用電気工作物（以下「<u>自家用電気工作物等</u>」という。）を設置する者が、当該自家用電気工作物等を用いて発電し、又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物等を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスのことである。 (略)</p> <p data-bbox="159 927 539 951">2. <u>自己託送利用者の範囲について</u></p> <p data-bbox="152 967 1104 1468">自己託送利用者とは、<u>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給を受ける者のことである。自己託送利用者は、自ら設置した法第2条第1項第5号ロに規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する者である必要があり、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。ただし、自己託送を利用しようとする者の完全子会社（当該者が株式又は持分の全部を有する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）をいう。以下同じ。）が設置した非電気事業用電気工作物について、当該者が当該完全子会社から譲渡を受けて維持し、及び運用する場合に限り、当該者は自己託送利用者に該当するものとする。自己託送利用者は自己託送を利用することで、当該自己託送利用者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を用いて発電し、又は放電した電気を、当該設備が設置された場所とは別の場所にある工場等に送電することが可能であり、当該自己託送利用者と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、</u></p>	<p data-bbox="1496 360 1713 384">自己託送に係る指針</p> <p data-bbox="1507 483 1702 547"><u>令和5年4月1日</u> <u>経済産業省</u></p> <p data-bbox="1137 603 1339 627">1. 基本的な考え方</p> <p data-bbox="1131 643 2083 871">自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（以下「<u>自家用電気工作物</u>」という。）を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスのことである。 (略)</p> <p data-bbox="1137 927 1731 951">2. <u>自己託送を利用することができる者の範囲について</u></p> <p data-bbox="1131 967 2083 1350">現行の電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）では、いわゆる自己託送を利用することができる者とは、<u>第2条第1項第5号ロにおける、「電気事業の用に供する発電等用電気工作物以外の発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する」者のことである。当該者は自己託送を利用することで、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を、当該設備が設置された場所とは別の場所にある工場等に送電することが可能である。また、当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるための送電を行うことも可能とされている。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>及び運用する非電気事業用電気工作物</u>（当該経済産業省令で定める密接な関係を有する者が自ら設置した非電気事業用電気工作物に限る。）を用いて発電し、又は放電した電気も併せて送電することが可能である。また、<u>当該自己託送利用者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるための送電を行うことも可能とされている。</u></p> <p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）において、「<u>経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物</u>」と「<u>経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要</u>」について、それぞれ施行規則第2条及び第3条第1項で以下のとおり規定されている。</p> <p>（略）</p> <p><u>3. 自己託送における需要について</u></p> <p><u>法第2条第1項第5号ロに規定する「当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要」（以下「自己託送における需要」という。）とは、最終的に電気を使用する者の需要である。</u></p> <p><u>そのため、自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においては、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に施行規則第3条第1項及び本指針に規定する密接な関係がなければ、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。</u></p> <p><u>なお、一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と密接な関係を有する者が、他の者が設置した受変電設備を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する場合には、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。</u></p> <p>4. （略）</p> <p><u>5. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について</u></p> <p><u>自己託送利用者が自己託送を利用するに当たっては、法第27条の33第1項の規定に基づく特定供給の許可を取得しなければならないケースがある。</u></p>	<p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）において、<u>上記の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要」</u>が、それぞれ施行規則第2条及び第3条第1項で以下のとおり規定されている。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 自己託送に係る供給行為と特定供給との<u>関係</u>について</p> <p><u>自家用電気工作物を維持し、及び運用する者が自己託送を利用するに当たっては、当該者又は当該者と密接な関係を有する者（施行規則第2条第1項各号に掲げる非電気事業用</u></p>

改正後	改正前
<p>したがって、<u>自己託送利用者は、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要のある供給行為か否かを確認することが必要である。また、自己託送の利用に係る自家用電気工作物等が、非電気事業用電気工作物であることを併せて確認し、一般送配電事業者に対し、これを明らかにすることが必要である。</u></p> <p>また、一般送配電事業者は、<u>自家用電気工作物等を維持し、及び運用する者から自己託送を利用したい旨の申出があった場合には、自己託送の利用に係る自家用電気工作物等が、非電気事業用電気工作物であることを確認した上で、①その供給先が当該者の別の場所にある工場等かどうか、②その供給先が当該者と密接な関係を有し、当該者が特定供給の許可を取得しているかどうか等を確認することとする（②の確認については、例えば許可書の提示を求めることなどが考えられる。）。</u></p> <p><u>自己託送を利用しようとする者は、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用するのではなく、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること（当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物については、当該密接な関係を有する者が設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること）並びに自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合には、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に密接な関係を有することを証する書類を提出するとともに、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと（当該一の需要場所内に他の者が存在しない場合には、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと）について宣誓書を提出する必要がある。加えて、宣誓した内容に虚偽があった場合は、自己託送に係る契約の解除を受け入れることについてあらかじめ同意する必要がある。</u></p> <p>当該一般送配電事業者だけでは自己託送を利用させてよいかが判断できない場合には、当該一般送配電事業者は、その供給区域を管轄する経済産業局（自己託送で供給する電力の容量が1万kW以上の場合及び一般送配電事業者の供給区域をまたぐ場合には経済産業省）に確認を求めるとする。</p>	<p>電気工作物を維持し、及び運用する者)が、<u>法第27条の3第1項の規定に基づく特定供給の許可を取得しなければならないケースがある。</u></p> <p>したがって、<u>自己託送を利用しようとする者は、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要のある供給行為か否かを確認することが必要である。また、自己託送の利用に係る自家用電気工作物が、法第2条第1項第5号ロに規定される「非電気事業用電気工作物」であることを併せて確認し、一般送配電事業者に対し、これを明らかにすることが必要である。</u></p> <p>また、一般送配電事業者は、<u>自家用電気工作物を維持し、及び運用する者から自己託送を利用したい旨の申出があった場合には、自己託送の利用に係る自家用電気工作物が、電気事業法第2条第1項第5号ロに規定される「非電気事業用電気工作物」であることを確認した上で、①その供給先が当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者の別の場所にある工場等かどうか、②その供給先が当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者と密接な関係を有し、当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者が特定供給の許可を取得しているかどうか等を確認することとし（②の確認については、例えば許可証の提示を求めることなどが考えられる。）</u>、当該一般送配電事業者だけでは自己託送を利用させてよいかが判断できない場合には、当該一般送配電事業者は、その供給区域を管轄する経済産業局（自己託送で供給する電力の容量が1万kW以上の場合及び一般送配電事業者の供給区域をまたぐ場合には経済産業省）に確認を求めるとする。</p>